

広島地方最低賃金審議会
第4回広島県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和4年8月5日(金) 10時57分～12時10分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県最低賃金の改正決定について</p> <p>前回の専門部会の審議経過について事務局から説明を行った後、審議が行われた。本日の意見表明として、労側はプラス32円からプラス31円に、使側はプラス18円からプラス27円を主張したが、その差は埋まらず、公益が労側・使側と調整し、公益案を出すに至った。</p> <p>部会長は、広島県最低賃金はプラス31円とするという公益案を示し、「ウクライナ問題、食料品・サービス品等の複数品目に亘る物価上昇を考慮し、昨年10月と今年の6月の広島市・福山市の物価上昇率を比較しても広島県の物価はまだ上昇トレンドにあり、中央最低賃金審議会で答申された広島県に適用される31円が目安額は広島県内の状況を考慮されたものであり、適切な上げ幅であると十分参酌できる。ただし、関係行政機関や事業者団体と連携し、中小事業者・小規模事業者に対する各種の支援策（事業継続、雇用維持、生産性向上）の一層の周知をお願いしたい」と理由を述べた後に採決した結果、公益委員及び労働者側委員全員賛成、使用者側委員全員反対で採択され、部会長は事務局に部会長報告案の作成を指示した。</p> <p>事務局において「広島県最低賃金を31円引き上げる」旨及びあらかじめ部会長より指示のあった事項について付帯文を付した報告案を作成、配付の後、内容を読み上げた。</p> <p>部会長は、報告案について各側に意見を求めたところ発言がなかったため、答申案のとおり第543回広島地方最低賃金審議会へ報告することとして、各委員に対して謝辞を述べ、本専門部会を閉会した。</p>			